

令和5年度
第 43 回丹波市水道事業運営審議会
第8期第3回丹波市下水道事業運営審議会

議 事 録

令和 6 年 2 月 16 日（金）
春日庁舎 4階 大会議室

1 開会日時 令和6年2月 16 日(金) 午後1時 30 分 開 会

2 開催場所 春日庁舎 4階 大会議室

3 出席者 (委 員)

【水道事業運営審議会】

足立 勝孝 委員 、 十倉 善隆 委員
小川 延幸 委員 、 山川 茂則 委員
若林 義之 委員 、 青木 修 委員
内堀 恭子 委員 、 中道知代子 委員
荻野隆太郎 委員 、 國光はるみ 委員
吉見 温美 委員

委員 11 名出席

【下水道事業運営審議会】

十倉 善隆 委員 、 大垣 則男 委員
山川 茂則 委員 、 坂谷 高義 委員
内堀 恭子 委員 、 中道知代子 委員
荻野隆太郎 委員 、 国光はるみ 委員
吉見 温美 委員 、 宮崎 葉子 委員

委員 10 名出席

4 欠席者 (委 員)

【水道事業運営審議会】

蘆田 朝子 委員

委員1名欠席

【下水道事業運営審議会】

大野 亮祐 委員 、 杉原 賢一 委員

委員 2 名欠席

5 事務局

内堀日出男 上下水道部長 、 木村 成志 経営管理課長
服部 昇 水道課長、 村上 健 下水道課長
森津 和之 水道課副課長、矢持 竜児 下水道経理係長
間島 智恵 水道経理係長、池上 大樹 施設係長
荻野佐和子 主幹 、 西山美由紀 主査
安達 順央 主事

事務局 11 名出席

6 会議に付した議題及び案件とその内容

次 第 1 開 会

次 第 2 部長あいさつ

次 第 3 会長あいさつ

次 第 4 資格審査報告

次 第 5 議事録署名人選出

次 第 6 報告事項

「運営審議会統合について」

「下水道事業 受益者分担金・負担金の現状と課題について」

次 第 7 そ の 他

次 第 8 閉 会

7 議事の経過

1 開 会

(事 務 局)

皆さんこんにちは。

定刻となりましたので、第43回丹波市水道事業運営審議会並びに第8期第3回丹波市下水道事業運営審議会を合同で開会させていただきます。

私は本日の司会をさせていただきます上下水道経営管理課長木村成志と申します。どうぞよろしく申し上げます。

本日は委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは開会にあたりまして、上下水道部長内堀からごあいさつ申し上げます。

2 部長あいさつ

(事 務 局)

委員の皆さん、こんにちは。

上下水道部長の内堀日出男と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

日頃は上下水道事業をはじめ、市政全般に渡りまして格別のご理解、ご協力を賜っておりますこと、改めて厚く御礼申し上げます。

また本日は、水道事業運営審議会と下水道事業運営審議会、この両方の同時開催ということでご案内を差し上げました。お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、1月1日に発生しました能登半島地震におきましては、現在も復旧復興の活動が行われている最中でございます。新聞報道等でも皆さんご存知のように、各所で断水し、水道や電気、インターネット、道路といったような重要なインフラ資産が甚大な被害を受けております。丹波市の上下水道部としましても、被災者の支えとなるべく、1月19日から27日までの9日間、給水車1台と延べ6名の職員を石川県の穴水町に派遣いたしました。また、今後の予定ではありますが、2月26日から3月5日までの9日間、こちらも延べ6名の職員を穴水町へ派遣する予定でございます。被災者の支援になるよう頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の審議会ですが、協議案件というのはございません。2点ほど事務局からご報告申し上げますので、お聴き取りいただき、理解いただきたいと思います。

まず1点目につきましては、昨年8月に協議し大筋で合意いただきました、上下水道事業運営審議会の設置です。統廃合した一つの運営審議会の設置について、この3月の議会に条例改正ということで提案する準備が整いましたので、ご説明をさせていただきたいと思います。

実はこれまでは水道行政というものは厚生労働省が所管省庁となっておりますが、令和6年4月から管轄が国土交通省に移管されます。下水道事業はもともと国土交通省でしたが、これで上水道と下水道が一体的にハード事業等を進めていきたいということで、省庁移管が行われることになりました。そのような国の動きがあるということをご承知おきいただきたいと思います。

次に2点目ですが、下水道に新規に接続される場合には、事業の一部を受益者負担金として、負担いただいております。この受益者負担金制度の現状と課題についてご認識いただきたいと思いますところで、専門的な用語も出てきますが事務局の方から説明申し上げますので、お聴き取りいただきたいと思います。

本日は以上2点につきまして、ご報告申し上げますのでご確認くださいよう、よろしくお願い申し上げます。

3 会長あいさつ

(事 務 局)

続きまして、両審議会を代表いたしまして、丹波市水道事業運営審議会の山川会長よりご挨拶いただきたいと思います。申し上げます。

(会 長)

皆さんこんにちは。着座で失礼いたします。

突然に会長職というのをいただき非常に戸惑っております、水道事業と下水道事業に関して

の知識はほとんどありませんし経験もございませんので、皆さん方のご負担が増えるかもしれませんが、よろしくお願いします。

今日は審議事項はなく、報告事項ということなので、スムーズな審議会になりますようよろしくお願いします。

ありがとうございました。

(事務局)

それでは資料の確認をさせていただきます。

まず本日の運営審議会の次第、1枚です。その下に資料1「運営審議会の方法について」が2枚ございます。

次に資料2「受益者負担金、分担金の現状と課題について」が1枚。丹波市下水道処理区域受益者負担金(分担金)早見表資料2-1、下水道事業受益者負担に関する条例2-2、1枚めくっていただきまして柏原町都市計画下水道事業受益者負担金条例、それが2枚あります。そのあと、水上町公共下水道事業受益者負担金等徴収条例が2枚となっております。

以上、漏れ落ち等ございませんか。

(漏れ落ちは無し)

それでは丹波市水道事業給水条例第43条並びに丹波市下水道事業運営審議会の設置に関する条例第5条の規定で、審議会の議長は会長が行うことになっておりますので、ここから報告事項1までの議長を山川会長に、報告事項2からの議長を坂谷会長にお願いしたいと思います。それでは山川会長お願いいたします。

4 資格審査報告

(会長)

それでは次第に基づきまして議事を進めて参りたいと思います。

まず資格審査方法を、事務局の方からお願いいたします。

(事務局)

ご報告いたします。

丹波市水道事業運営審議会の委員数は12名で本日の出席者11名となっております。

また、丹波市下水道事業運営委員会の委員数も12名で本日の出席者10名となっておりますので、過半数の出席がございます。

よって両審議会とも会が成立することを報告いたします。

(会長)

ありがとうございます。

ただいま報告がありましたように、本日は過半数に達しておりますことを確認させていただきました。

それでは第43回水道事業運営審議会並びに第8期第3回下水道事業運営審議会を開会いたします。

今回の審議会の傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

(事務局)

傍聴希望者はございません。

5 議事録署名人選出

(会長)

ありがとうございます。

それでは続きまして議事録署名人の選出となりますが、今回の議事録の内容をご確認いただくために、議事録署名人を指名させていただきますが、私の方からでよろしいですか。

それでは水道事業運営審議会からは國光委員、下水道事業運営審議会から吉見委員にお願いしたいと思いますので、後日、本日の審議会の議事録が作成されましたら、内容確認の上、署名を

よろしくお願いいたします。

続きまして報告事項に移りたいと思います。

報告事項①運営審議会の統合について、事務局より説明をお願いいたします。

6 報告事項

(事務局)

経営管理課水道経理係長の間島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

報告事項まず一つ目の運営審議会統合につきまして説明させていただきます。

両審議会の統合につきましては昨年8月に開催し、それぞれの審議会におきまして統合スケジュール案や概要案について、説明をさせていただいております。本日は、令和6年の4月1日から、水道事業運営審議会と下水道事業運営審議会の二つの審議会を上下水道事業運営審議会に統合する予定のスケジュール案と概要案について説明させていただきます。上下水道事業運営審議会に関する条例につきましては、来月開催される議会に提案する予定としております。

それでは資料に基づきまして説明させていただきます。

①統合スケジュール案です。お示ししております通り、水道事業運営審議会と下水道事業運営審議会は、令和6年4月1日予定で統合し、上下水道事業運営審議会となることを予定しております。それぞれの任期と整合はいたしません、組織の統合につきましては令和6年4月1日を予定しております。

次に②の概要案のところに移ります。名称につきましては、「丹波市上下水道事業運営審議会」で、所掌事務は、上下水道事業の運営に関する事項です。組織につきましては、12人以内で、内訳は、識見を有する者が1人、関係団体の代表者が計8人、公募による市民が2人、その他管理者が必要と認めるものが1人とします。任期は2年で再任可としております。

続いて、③所掌事務案ですが、主な内容は一つ目、上下水道事業に係る計画の策定等に関する事、二つ目、水道料金及び下水道使用料に関する事、三つ目、加入金負担金、受益者負担金・分担金に関する事としております。

次のページは、参考としまして、現在の水道事業、下水道事業審議会の委員構成と任期をお示ししております。

説明につきましては、簡単ではございますが、以上となります。

なお今回説明しました内容につきましては、正式には議会の議決をもって条例の制定となります。現段階ではあくまでも案ということでご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、ご意見、ご質問等あると思いますが、皆さんいかがでしょうか。

そもそも事業のことをよくわかっている方はいいですが、こういう時の資料は前もっていただける方が、事前に目を通して意見が言えるんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

確かに前もってお配りしている方が意見も出やすいと思いますが、実のある議論ができますので、今後、十分注意しながら、前もって資料を提供して、会議に臨めるようにしたいと思います。

(会長)

経費がちょっとかかるかもしれませんが。

(事務局)

その程度は問題ありません。

(会長)

ご意見ご質問はございますか。

(委 員)

この案になりましたら、私たちは3月31日で任期は終わるというように理解してよろしいでしょうか。

(事 務 局)

任期としましてはこの図で示してあります通り、3月31日をもって運営審議会を閉じるという形で理解いただければと思います。

(会 長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。
他にございませんでしょうか。

(委 員)

今日の会合は報告事項だけです。
質疑を受けますという内容ならいいのですがそうでなければ資料だけ送れば、皆さんを集める必要がないのではないのでしょうか。

(事 務 局)

一方的な報告ではございません。素朴な疑問等いただければ、こちらもお答えいたしますので、よろしくお願いします。

(委 員)

わかりました。ありがとうございます。

(会 長)

他にございますか。
ご意見がないようですので運営審議会の統合についてはこれで終わりとなります。以上です。

(会 長)

続きまして、報告事項②下水道事業受益者負担金・分担金の現状と課題について、事務局より説明をお願いします。

(事 務 局)

失礼いたします。経営管理課の西山と申します。よろしくお願いいたします。
それでは私から、受益者負担金・分担金の現状と課題についてご説明いたします。
資料2「受益者負担金・分担金の現状と課題について」をご覧ください。
まず資料の「1. 下水道事業における使用者の負担」と「2. 受益者負担金等について」併せてご説明いたします。
下水道事業は、使用者が負担する下水道使用料と受益者負担金、分担金などで経営しています。下水道使用料は、下水道をご利用の方に、主に使用水量に応じて金額をお支払いいただくもので、処理場やポンプ場、下水道管などの運転管理費や維持管理費として使われています。
一方、受益者負担金等は、下水道施設の建設工事費の一部を受益者に負担していただく制度です。下水道を整備することにより、その地域の環境が改善され、未整備地域に比べ利便性、快適性が向上し、資産価値が増加しますが、道路や公園と違い、利益を受ける人が特定されます。そのため、利益を受ける人に対し、下水道を整備した時に生じる建設工事費の一部として一度限り負担していただくものが、受益者負担金等です。この負担金等を納める人が受益者であり、土地の所有者や家屋の所有者、居住者などが対象となります。なお、丹波市では、下水道施設の建設時期には、建設工事費の一部として使われていましたが、現在は建設工事費に充てた借入金の返済に使っています。

受益者負担金と受益者分担金の名称の違いについては、国の認可を受ける事業の違いや根拠となる法令の違いによりますが、目的は同じです。受益者負担金は、都市計画法第75条に規定されており、公共下水道事業がこれに該当します。受益者分担金は地方自治法第224条に規定されており、公共下水道事業以外の農業集落排水事業、コミュニティプラント事業が、これに該当しま

す。なお、特定環境保全公共下水道事業については、供用開始当時、都市計画区域であったか、そうでないかによって、負担金と分担金に分かれています。

次に、「3. 丹波市における受益者負担金等の現状と課題」についてご説明いたします。資料2の裏面をご覧ください。

まず、丹波市各地域の受益者負担金等の種別と金額についてですが、丹波市の受益者負担金等は、地域によって面積制と単位制に分かれており、それぞれ金額も異なります。面積制とは益を受ける土地の面積に応じて賦課する制度で、柏原地域全域と氷上地域の一部が対象となっています。負担金額は1平方メートル600円から970円と、それぞれ異なります。

一方、単位制は氷上地域の一部とそれ以外の地域が対象となっており、一般住宅を1単位42万円とし、建築用途によって積算基準も金額も異なります。

面積制に関しては、区域内であっても供用開始時に農地であったり、さしあたって下水道に接続する予定がない土地には、猶予を設けており、新たに宅地化して、住宅等を建設する際には、猶予を解除し、受益者負担金等をいただいています。各地域の負担金額につきましては、資料2-1をご覧ください。

最後に、丹波市における受益者負担金等の課題についてご説明いたします。

受益者負担金等は、下水道施設整備に生じた建設工事費を各処理区ごとに計算し、負担金等を割り出しています。丹波市では、受益者負担金等に関する条例として、資料に記載の通り、三つの条例がありますが、面積制に関しては、現在も旧町の条例に基づき賦課することで、世代間の公平性を保っていますが、面積制・単位制の金額だけを比較すれば、地域によって大きく異なり、地域間の公平性に欠けています。この世代間の公平性と地域間の公平性のバランスをどうするかが今後の課題となります。

私からの説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの内容につきまして、ご意見、ご質問を受けたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(委員)

地域によって負担額が違うわけですが、これは丹波市として合併した時に統一するような話ではなかったのですか。すでに合併してから20年経過しているが、なぜ地域によって、字によって、違うのか。旧町の条例があるというのが合点がいかないの、これまでの推移の説明をお願いしてもよろしいか。

(会長)

事務局、どうぞ。

(事務局)

ご質問があるのもごもっともだと思います。

こういった課題があることを知っていただくところからまず入ろうということで、本日の審議会を設けさせていただきました。上下水道に限らずいろいろな行政の施策は、合併する前にそれぞれの担当部局で合併協議会が設立され、そこで統一的な見解で一本化されてきたというのが現状です。

この上下水道についても、当然合併時一つの条例で一本化されるというのが、本来の望ましい形であり、制度もそうあるべきだったと思いますが、先ほどご説明申し上げた通り負担金や分担金という考え方が、当時それぞれ地域ごとに分かれていました。その地域ごとで、例えば下水道処理場を建てるのに1億円かかったところがあれば、それに基づく分担金を計算して出しています。一方、別の地域では、それが2億円かかったという話になるのなら、その倍の金額をもらわないといけないということになりますので、隣であっても、下水道事業のトータルの費用等によっては、負担金の金額が変わってくるということです。変わってきた金額をいつまで踏襲していくのかというのは次に課題になるかと思いますが、これも説明した通りその「世代間の公平性」という観点であれば継続していくのが今の状況です。途中で変えてしまうと、受益者で割っていた割り算がどうだったかということまで言及する必要がありますので、特に下水道の整備をしている最中に、負担金や分担金の金額を変えることはなかなかできないということで旧町の

条例が生きているということです。資料として丹波市の条例、柏原町の条例、氷上町の条例の三つを付けています。柏原町と氷上町の条例というものは、今となっては暫定条例という言い方をされます。しばらくの間という意味の暫定なのですが、先ほどご指摘あったように、もう 20 年ぐらい経つが、しばらくというのはおかしいと、疑問に思っているところでございます。

こういったことにつきまして皆さんにまずは現状を知っていただき、課題を理解していただいて、次のステップに入っていきたいのですが、同じように、こういった地域間、或いは世代間の公平性というものが、現にあるということをまずご認識いただきたく、本日お集まりいただいたということでございます。この部分につきましては、ある程度下水道事業というのは進捗が終わっていますので、整備ができてきている中において、今のような疑問をどう解消していったらいいのか、どういったことが理解を得る公平性の観点か、今後の審議会においてご協議いただいて結論を導き出していただきたいということでございます。

そのための大前提として、こういった課題がまだ残っているということをご理解いただいて、今日は終わりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

(会 長)

ありがとうございました。足立さんどうですか。

(委 員)

言われることはわかりますけど、遅いと思います。

今回こうして、上水道、下水道が一緒になるという機会でもあるし、その案件と一緒に議会で強く出していただくということは希望いたしますけども、それと同時に、下水道事業は、青垣町にはないですね。統一したものとなると、利益を受けるのも負担をするのも、青垣町の住民は何もないわけですね。利益もなく、負担もない。青垣町がなぜこうなっているのかは旧青垣町の条例でそういった工事がなされなかったということだと思うのですが、青垣に住んでいらっしゃる方が今のままでいいとおっしゃるなら良いかもしれませんが、丹波市という行政区域になっているので、何か統一した利益や負担をとることができるような体制を作っていただいたほうが今後のためにも良いのではないかと思います。

(事 務 局)

貴重なご意見として賜っていききたいと思います。

特に今から青垣の整備をするということは計画もございませんし、この場でお答えすることはできないのですが、受益等負担ということに関しましては、十分念頭に置きながら議論を進めていただきたいと思いますし、我々の方もそれを踏まえて制度設計をしていきたいというふうに考えております。

(会 長)

他にご意見、ご質問等ございませんか。

(委 員)

二点お伺いしたいことがあります。

一点は確認ですが、公共下水道につきまして、氷上中央と氷上東と和田、小川、谷川、竹田、吉見につきましては、公共下水道事業の特環ですけど、これは都市計画決定をしていないから分担金ということですね。それでよろしいですね。

もう一点は、確かに公平性ということはございますが、部長も言われたように合併してからそろそろ 20 年経っていますので、公平性よりは平等性という観点の方が良いのではないかと思います。99%下水道に関する処理はもう整備をされていますので、公平性というよりは平等性というのがいいかなと思います。逆に公平性を出していくならば料金の方で、例えば年収に応じて賦課するなど、そういったところで公平性を出していったらいいかなと思いますので、考えていただければ幸いです。以上です。

(会 長)

ありがとうございます。
事務局どうぞ。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。平等性という観点で考えますと、確かにおっしゃる通り地域間格差がありますし、今説明している通りなのですが、世代間となりますと、今の制度を守っていく方が良いような感じもします。ただ、毎日この事務をする中で思うのですが、ある年を境に去年までは42万、来年からは20万となった時も大きい差になってしまうので、やはり慎重に扱わなければいけないということを実感として持っております。

料金に関しましても、おっしゃる通り公平性、平等性ももちろんなのですが、十分に勘案しながら、今後もし料金を改定しなければならない時期になりますと、皆様にご審議いただくことになりますので、その際には意見をいただければと思います。

(会長)

よろしいですか。それでは他にご意見、ご質問がございますか。

(委員)

議題とは外れるかもしれないですが、6年ほど前に処理場の統合ということで、下水道課から説明に来ていただいたのでお聞きしますが、その当時は話がまとまったところから順番に進めていくとの説明でしたが、その後の進捗状況をお聞きしたいです。和田地区は話がなかなかまとまらなかったようなのですが、それはランニングコストの問題ですか。

(事務局)

下水道課長の村上です。

若林委員さんには5月に一度お出会いして、若干お話をさせていただいたところではありますが、おっしゃられたように平成29年にふるさと和田振興会さんと地元の自治会の方へご説明させていただいております。

その後、6、7年経過してどうなっているのかといいますと、その間下水道施設の老朽化が進んでおり、不明水といいまして雨水がかなり流入してきております。まず一つはそれを改善した後でないと今の施設では雨がたくさん入ってきて処理が間に合わなくなります。古いコンクリート桝は隙間から水が入ったりしますので、現在北和田から順番に改善工事を進めているところです。令和8年ぐらいまではそういった工事をする予定にしております、その後また改めて、地元の方、地域の方にご説明に伺わせていただきたいというのが和田地区の現状でございます。

その他につきましては、谷川と太田久下の施設につきましては来年度工事の予定がありまして、順次ご理解いただいたところから進めております。今年度は市島地域の川東、美和西が二つ減りまして、35施設ありましたのが今年度末で28施設まで減ります。また和田地区の振興会長さん始め、関連の自治会長さん宛には、資料が完成しましたので、今月中に経過報告にあがらせていただきたいと思います。以上です。

(会長)

事務局どうぞ。

(事務局)

余談で申し訳ないのですが、水道事業におきましても下水道事業におきましても、運営は水道料金や下水道使用料金で賄っていくのが本来の考え方です。これからの時代は人口が減少していきますので、そうなるもらえるお金は上水道も下水道も少なくなってきます。

ではそれをどうしていくと良いのかの解決の一つの方法としては、今おっしゃったように、ランニングコスト、日々の維持管理費用を下げていくというのが一つの方向性です。そのためにはどうしたら良いのかとなると、水道施設でも下水道施設でも、施設を少なくして、なるべく費用を減らしていこうというのが、今の考え方でございます。これは施設の統廃合という言い方をしていますが、数を減らしていくことで支出を減らし、収入も減るがそこで何とか賄えるように努力をしていこうというのが、今の上下水道の考え方です。

下水道のことだけに特化して言いますと、今回挙げました受益者負担金といいますのは、施設を作るための工事費に充て込むと説明させていただきました。そして、維持管理費用につきましては下水道使用料でお金をいただいて賄っているということになりますので、統廃合を進めてい

くこと自体は、使用料にも影響してくるというところをご理解いただいた上で、なるべく少なくするためにはどのような努力をしていったらいいのか、ご理解いただきたいと思います。

後にはこのままのお金で維持管理していくというのは果たしてできるかと言いますと、決算の状況を報告させていただいた通り、赤字会計が続くというような状況の中でございますので、何らかの手だてで収入を上げるか、支出を減らすか、或いは収入を上げて支出を減らすというようなことをしていかないと太刀打ちできないという課題があるということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。若林さんどうぞ。

(委 員)

話が統合に向けてまとまらないという一つとしては、県道や市道はその地域の土地の中に走っているわけではない。下水道処理場も当初土地は交渉で、その後は丹波市の施設になっています。それと先ほどのランニングコストの話を大いに出し、あなたたちも負担が増えるということを強調していただいて、できるだけ早く進めていただきたいと、財政的な面からお願いします。

ありがとうございます。

(会 長)

ありがとうございました。

それでは皆さん、ご意見、ご質問ございませんか。

(委 員)

確認ですが、上下水道一緒になると、会計は一つになるのですか。

(事 務 局)

審議会は統合して一緒に議論をしてもらいますが、会計は全く別です。今もこれからも別で運営いたします。

(会 長)

今事務局から説明いただいたことで、ランニングコストなどの経費を抑えることになるのですが、それで市民の皆さんの負担が減るということにはならないのですか。

その場合に、市民は何をどうすれば経費削減にできるのかということも、ご提示いただければと思います。

(事 務 局)

この場でお答えしにくいところがございますが、まずは努力できることを努力しようというのが行政的な話です。できる限りのことは努力していった上で、それでもなお負担いただかなければいけないという時になりますと、使用料や水道料金等という話は、後々にはしていかなければいけないというような状況もあろうかと思います。

そんな中で市民の方々にご協力いただきたいことは、この上下水道事業が今後ますます発展していきますと言いたいところですが、そうではないような現状をまず把握していただいて、統廃合など行政が努力するところへのご協力をいただきたいというところ です。

7 その他

(会 長)

ありがとうございました。他にも、ご意見ないですか。

それでは、ご意見ないようですので、下水道事業受益者負担分担金の現状と課題についてはこれで終わりたいと思います。

続きまして、その他ですが、事務局より何かございますか。

(事務局)
ございません。

(委員)
水道事業も、経営健全化の計画があと残すところ3年、下水道の中期計画もあと残すところ3年ほどになっておりますが、その計画の中で年々計画のモニタリングはされておりますか。
もう一つ、今後上水道、下水道の計画性をこれから考えておられるのか、漠然としておりますけど、お聞きしたいと思います。

(事務局)
ありがとうございます。
今ご発言いただいたのが、経営計画についてのモニタリングをしっかりとっているかというお話だったと思います。
水道事業においても、下水道事業においても事業を運営していくという立場がございます。少し観点変えますと一つの企業です。
会社を今後経営していくためには、経営の計画というものを立てております。この計画につきましては、順調かどうかというのはモニタリングと言って、毎回その機会あるごとに、状況の確認というものはしております。
もう少しお話をさせていただきますと、水道につきましては経営理念や経営計画などをもう少し上回る将来展望を見据えたビジョンというものを新しく作ろうとしている最中でございます。
そういったところで経営をどのように立て直していけば、うまく事業が回るかというところを今検討しているところでございます。
現在の経営計画の見直しもかけますし、今後の将来展望につきましても、考えている最中でございますので、ご理解いただきたいと思います。

(委員)
ありがとうございました。
今後人口も6万人切るような状況ですので、量も減ってきますし、収入ありません。私は長い間水道事業の委員をさせていただいておりますけども、やはりこの水道と下水道は市民に密着したところにありますので、ある程度の一般会計からの補填というのは、一市民として今後とも必要だなと感じております。皆さんご存知の通り消防、警察、防犯等も、市民として必要なことでございます。水道、下水道も密着した日々の生活でございますので、経営としてやっていただくが、一般会計からの補填を今後ともしていただきたいと思います。

(事務局)
ありがとうございます。
今ご発言がありましたように、それぞれの会計は、使用料、要するに料金収入をもって賄うのが原則ではございますが、現状は賄えておりません。
どうしているのかというと、一般会計という市からお金をいただきながら、何とかまわしているのが現状でございます。水道事業でも下水道事業でも公益事業という半分は市のことを行っているという意味合いがありますので、広域的な観点でのお金をくださいということで、一定の基準がある中で市からもらっています。
一定の基準以外のものについても基準外という話をするのですが、そこについても、毎回協議をしてもらっておりますので、何とか事業をまわしているというところでございます。
とはいうものの、一般会計といえども、実際のところは市税等で賄ってもらっているところなので、税金のところからもらうのか、料金としてもらうのかというところで結局のところは市民への負担というところには変わりがない部分がありますので、その辺のバランス等も考えながら、こういった繰り入れをしていただくのかということも協議は進めながら、予算建てをして進んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。
ご意見はありがたいご意見だということで、頂戴させていただきます。
以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。

それではこれもちましての審議会を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

(事 務 局)

ありがとうございました。

それでは閉会に当たりまして、下水道事業運営審議会坂谷会長からご挨拶をお願いします。

(会 長)

皆さん本日はご苦労さまでした。本日の協議のように、上水道と下水道の審議会が今後統合するということでございます。皆さん、いろいろお世話になると思いますが、今後ともよろしくお願いします。

本日は本当にご苦労様でした。ありがとうございました。